

ID: 107

担当部署: 町民生活課

処分の概要	使用許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町墓地条例 第9条第1項		
例 規 番 号	昭和50年条例第14号		
【基準】			
第9条の規定による。			
(許可の取消)			
第9条 次の各号の1に該当する場合は、墓地の使用許可を取消すものとする。			
(1) 使用者が死亡した日から2年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。			
(2) 使用者が許可を受けた日から使用をなせずに2年を経過したとき。			
(3) 使用者が3年間管理料を納めないとき。			
(4) 使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。			
(5) 使用者が許可を受けた墓地を転貸したとき。			
(6) この条例若しくはこれに基づく命令に違反したとき。			
2 使用者は、前項の規定により使用許可を取消されたときは、その場所を原状に復し本町に返還しなければならない。ただし、すでに納入した使用料は還付しない。			
3 使用者が前項の措置を行わなかった場合は、町長がこれをなし、その費用は、使用者から徴収するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日